

河内長野市行政経営改革プラン

令和3年3月（改訂）

大阪府河内長野市

目 次

1. 策定の背景

(1) 河内長野市第5次総合計画の概要	1
(2) 本市の財政状況	2

2. 基本方針 ～まちづくりを支える持続可能な行政経営の推進～

(1) 策定の目的	5
(2) 行政経営改革プランの基本方針	6
(3) 計画期間	6

3. 行政経営改革プランの構成

(1) 改革の3つの視点	6
(2) 河内長野市行政経営改革プランの体系	7

【改革の視点 1】 協働型の行政運営

【重点 1】 役割分担の明確化

(1) 行政の役割の見直し	8
(2) アウトソーシング等指針に基づく行政領域の検証	9

【重点 2】 サービス提供方法の見直し

(1) サービス提供方法の見直し	10
(2) 公共施設等の管理手法の見直し	11

【重点 3】 協働型行政のさらなる推進

(1) 市民参画の推進	11
(2) 多様な主体との協働と民間活力の活用促進	12
(3) 地域主体のまちづくりの推進	12

【改革の視点 2】 効率的な行政運営

【重点 1】 トップマネジメントによる施策の選択と集中

(1) 市政運営方針の明確化と施策の選択と集中	13
(2) 行政評価を活用した事業の見直し	14
(3) 行政評価を軸とした行政経営の仕組み	14

【重点 2】 組織力の向上

(1) 庁内連携・広域連携による成果・効率の向上	15
(2) めざすべき職員像、職場像の実現	16

【重点3】実施体制の最適化

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 施策推進に適した組織機構と定員管理 | 17 |
| (2) 会計年度任用職員の適正配置 | 17 |

【改革の視点3】 安定した財政運営

【重点1】安定した財政基盤の確立

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 財源の範囲内での最適な行政サービスの提供 | 18 |
| (2) 将来を見据えた計画的な基金の活用 | 19 |

【重点2】歳入の確保・歳出の適正化

- | | |
|----------------------|----|
| (1) 歳入の確保 | 20 |
| (2) 委託料・補助金・人件費等の適正化 | 20 |
| (3) 公債費の圧縮 | 20 |

【重点3】資産の適正管理と活用

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 資産の総量の適正化 | 21 |
| (2) 公共施設等の計画的な維持管理・更新 | 21 |
| (3) 資産の有効活用 | 21 |

4. 計画の進行管理

- | | |
|----------|----|
| (1) 進行管理 | 22 |
| (2) 推進体制 | 22 |

5. (参考) これまでの行財政改革の取組み

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 第1次行政改革大綱（平成10年度～） | 24 |
| (2) 第2次行政改革大綱（平成15年度～） | 24 |
| (3) 第3次行財政改革大綱（平成20年度～） | 24 |
| (4) 第4次行財政改革大綱（平成25年度～） | 24 |
| (5) 行政経営改革プラン（平成28年度～） | 25 |

1. 策定の背景

(1) 河内長野市第5次総合計画の概要

わが国全体の人口が減少に転じている中、本市においても人口減少と少子・高齢化が同時かつ急速に進み、生産年齢人口が大きく減少しています。また、平成23年3月の東日本大震災以降、安全・安心な生活や、地域や家族とのつながり、環境に配慮したまちづくりなどへの関心が高まり、人びとの暮らしや、地域社会への意識も大きく変化しています。

このような状況の中、ますます多様化・高度化するニーズに対応しながら、将来に向かって持続的に発展していくためには、市民と行政とが本市がめざす将来都市像を共有し、長期的な視点に立ちながら、力をあわせてまちづくりを進める必要があります。

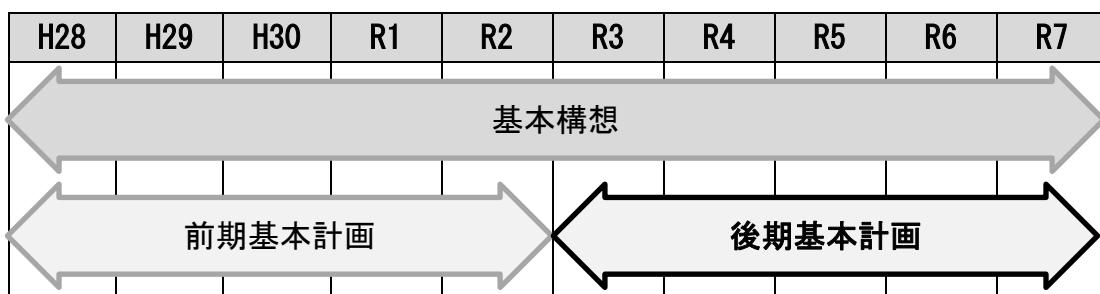
その実現のため平成27年9月に策定した、河内長野市第5次総合計画基本構想（計画期間：平成28年度～令和7年度）では、本市がめざす将来都市像を以下のように定めています。

＜河内長野市第5次総合計画がめざす将来都市像＞

人・自然・歴史・文化輝く
ふれあいと創造のまち 河内長野

将来都市像を実現するため、まちづくりの方向として3つのまちづくりの「基本目標」と10の「分野別政策」、及び都市の魅力を創造・発信する「包括的政策」を定めるとともに、まちづくりを支える政策として3つの「基本政策」を定めています。

また、それらの政策を実現するための手段・方法として、政策毎の施策体系を示した「分野別計画」及び地域の実態に合ったまちづくりを進めるため、小学校区ごとのまちづくり方針をまとめた「地域別計画」の2つの「基本計画」を定めています。



【図1】 河内長野市第5次総合計画の計画期間

(2) 本市の財政状況

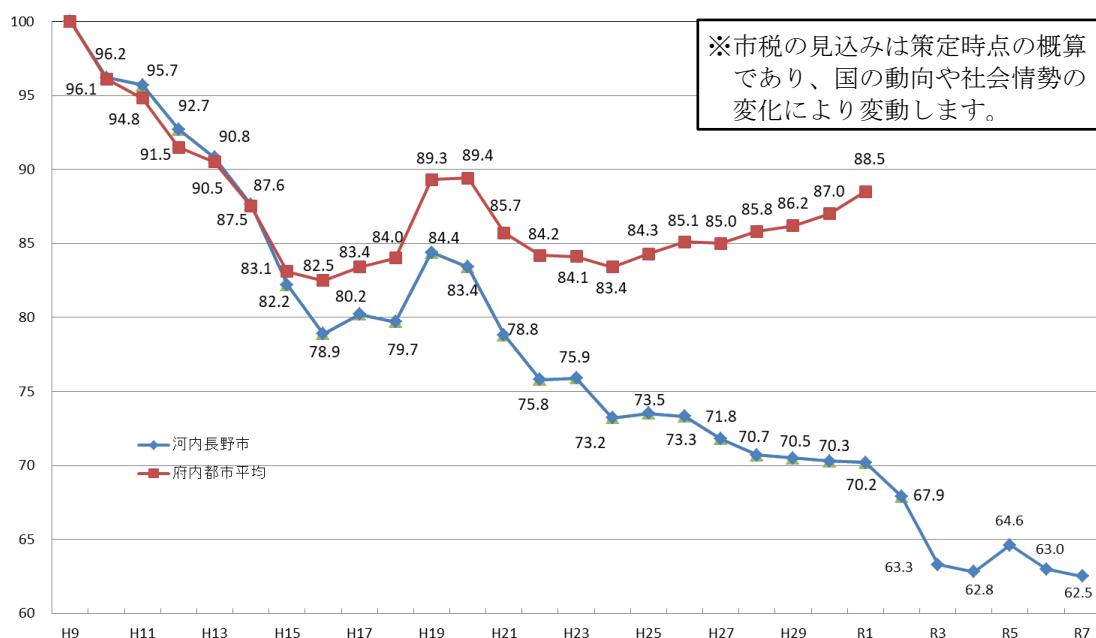
◆ 島入の状況

島入については、市税は国から地方への税源移譲により、平成19年度に一時的に増加に転じた後、人口減少や高齢化の影響により減少傾向が続いている。

特にベッドタウンとして発展した本市の特徴として、一人当たりの個人住民税額は府内平均を上回る水準にありました。団塊の世代が大量に退職し始めた平成16年度以降は、府内平均を大きく上回るペースで減少しています。

また、市内に企業が少なく、地価も大阪市を中心として放射状に低くなるため、一人当たりの法人市民税、固定資産税とも府内平均を大きく下回っています。

今後も市税の減少傾向は続き、新型コロナウイルス感染症による減収も見込まれるため、令和7年度には、平成9年度の水準に対し、約6割の水準まで市税が減少する見込みで、大変厳しい状況にあります。



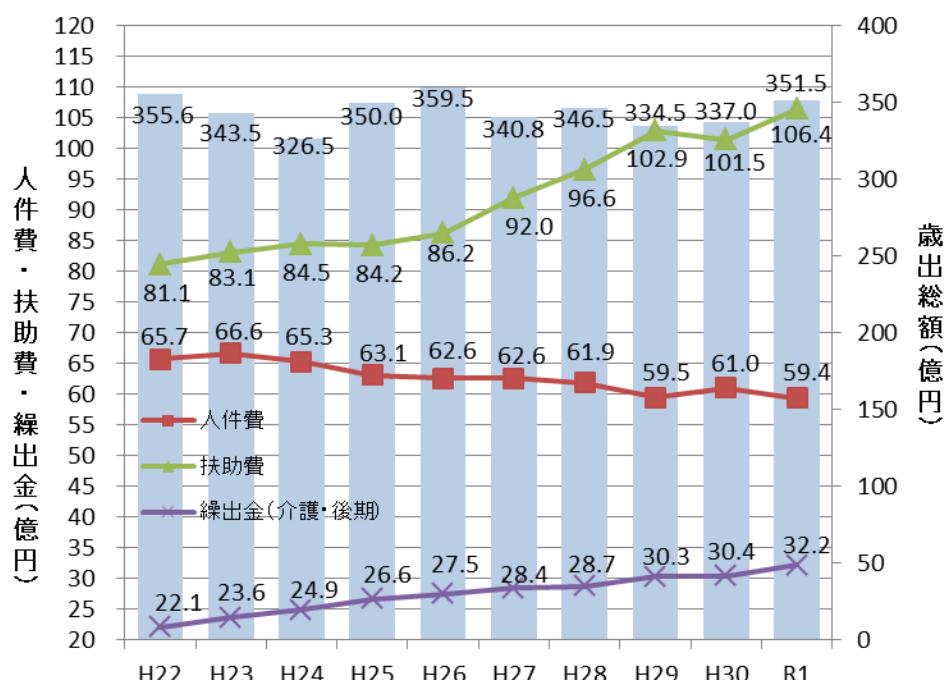
【図2】 平成9年度を100とした場合の市税の指数

※令和3年度については、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置による税収の減少が見込まれますが、減収分は地方特例交付金として全額補填されるため、上記の表においては当該減収分を反映していません。

◆ 歳出の状況

次に歳出については、職員数の削減などにより人件費は減少傾向にあるものの、扶助費（福祉等にかかる費用）は、社会福祉費や児童福祉費の増加などにより、平成22年度と比較すると令和元年度までの10年間で約1.3倍と著しく増加しています。その他、介護保険関係の繰出金も増加傾向にあり、今後も高齢化に伴う社会保障関連経費の増加は続くものと見込まれます。

また、人口急増期に整備された市内の公共建築物や、道路や橋梁、上下水道、公園などのインフラ施設が更新時期を迎え、その改修にも膨大な費用がかかることが予想されます。

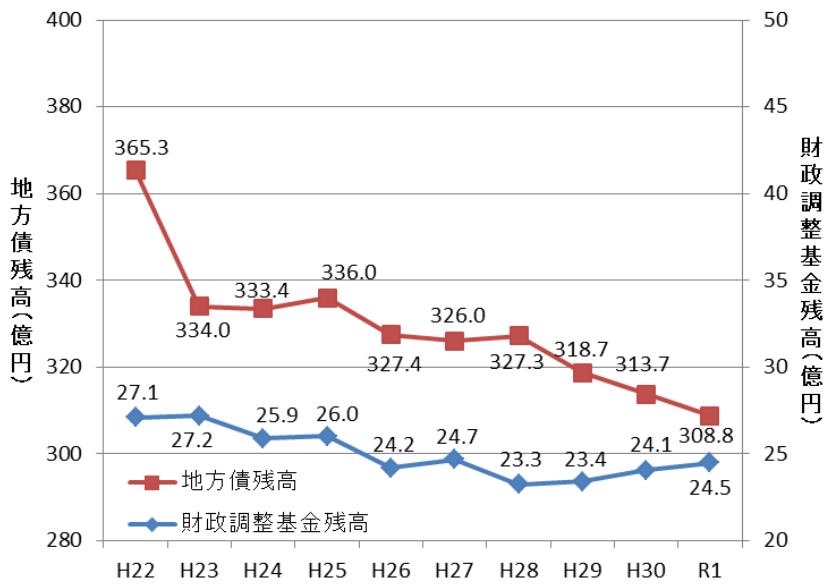


【図3】 歳出総額、人件費、扶助費及び繰出金の推移（決算時）

◆ 公債費・基金の状況

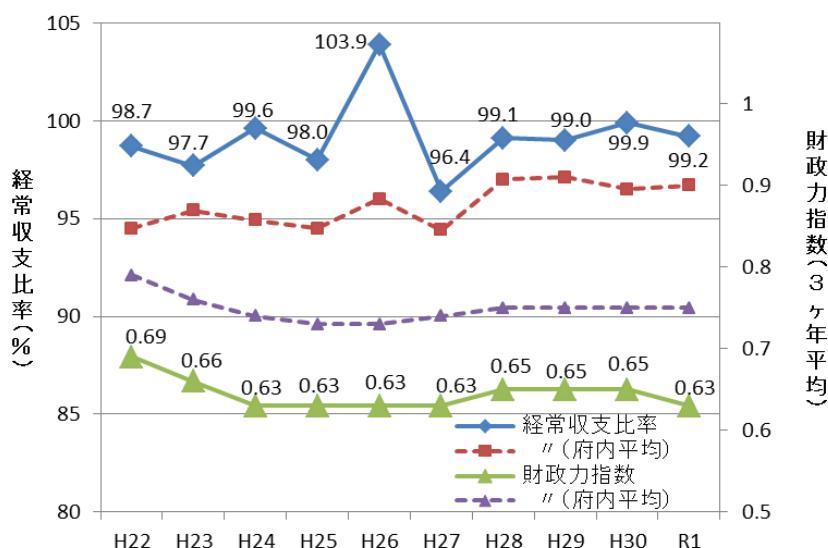
財政調整基金の残高は、個人市民税の減収や、社会保障関連経費の増加、地方交付税及び臨時財政対策債の減少の影響により減少傾向にあり、平成22年度からの10年間では、残高は約10%減少し、令和元年度決算時で24.5億円となっています。

一方、市債残高は、平成22年度の土地開発公社解散に伴う市債発行など、一時的な増加はあるものの、長期的には新規発行の抑制や繰上償還の実施などにより減少傾向にあり、令和元年度決算では308.8億円（平成22年度と比較して約15%減少）となっています。



【図4】 財政調整基金残高、市債残高の推移（決算時）

財政の弾力性を示す経常収支比率も、団塊の世代の大量退職による市税の減少の影響もあって府内平均を上回る状況が続き、平成26年度には、下里人工芝球技場の用地購入にかかる公債費などの影響もあるものの、103.9%と前年度に比べ5.9ポイント悪化し（大阪府内の都市でワースト2位）、それ以降も100%近くに高止まりしています。また、財政力指数も0.63と、大阪府内都市平均を下回る低い水準にあり、行政需要に対して自主財源が少なく、地方交付税に依存した体質であると言えます。



【図5】 経常収支比率、財政力指数の推移（決算時）

2. 基本方針～まちづくりを支える持続可能な行政経営の推進～

(1) 策定の目的

これまで、本市では第1次から第4次までの行財政改革大綱に基づき、行財政改革の取組みを進めてきましたが、本市の財政運営は依然厳しい状況に置かれています。

このような状況下で、河内長野市第5次総合計画を10年間にわたって着実に推進し、将来都市像を実現するためには、総合計画が掲げる「協働によるまちづくり」、「『選択と集中』による行政運営の推進」、「安定した財政基盤の確立」の3つの「まちづくりを支える政策」を具体化し、市民・関係団体・事業者・行政などが、互いに連携協力して協働によるまちづくりを進めるとともに、限りある資源で最良の行政サービスを提供できる行政経営の実現が求められています。

第4次行財政改革大綱以前の行財政改革では、総合計画を推進するための政策的・戦略的事業に必要な財源を、業務の効率化や既存事業の見直し等による財政の健全化により確保してきました。今後さらに歳入の減少が見込まれる中で、将来世代へ負担を先送りすることなくまちづくりを進めるためには、これまでの行財政運営の方向性を大きく転換し、限られた財源の範囲内で、トップマネジメントにより施策の選択と集中を行い、最大の成果を得られる体系へと市の事業を再構築する行政経営の仕組みを構築しなければなりません。また、河内長野市第5次総合計画に基づくまちづくりを進めるためには、行政内部の改革だけでなく、地域別計画を担う多様な主体のネットワーク化や地域コミュニティの活性化を図りながら、地域住民等による主体的なまちづくりの推進と、参画と協働による行政経営の改革にもあわせて取り組んでいく必要があります。

以上のように、厳しい財政状況の中でも、市民と行政が力をあわせてまちづくりに取り組むことにより、河内長野市第5次総合計画を実効性ある計画とし、本市を将来にわたり持続的に発展させていくことを目的として、行政経営改革の指針となる「行政経営改革プラン」を平成28年3月に策定しました。

今回、令和2年度に行政経営改革プランの計画期間が終了したことから、令和3年度から令和7年度を計画期間とする河内長野市第5次総合計画後期基本計画を実効性ある計画とするため、これまでの取り組みの成果や課題を踏まえて改訂を行います。

(2) 行政経営改革プランの基本方針

河内長野市第5次総合計画を実効性ある計画とし、本市が将来にわたって持続的に発展していくよう、引き続き、以下の基本方針のもと、行政経営改革を推進します。

<行政経営改革プランの基本方針>
まちづくりを支える持続可能な行政経営の推進

(3) 計画期間

行政経営改革プランの計画期間は、河内長野市第5次総合計画後期基本計画と同じ令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

<行政経営改革プランの計画期間>
前期 平成28年度～令和2年度
後期 令和3年度～令和7年度

3. 行政経営改革プランの構成

(1) 改革の3つの視点

上記基本方針に基づき、基本構想が掲げる「まちづくりを支える政策」を着実に推進するため、以下の3つの改革の視点別に具体的な取組みの方向性を定め、市民・関係団体・事業者などと行政が互いに連携・協力して協働によるまちづくりを進めるとともに、限りある資源で最良の行政サービスを提供できる効率的かつ安定的な行財政運営をめざします。

◆ 改革の3つの視点

改革の視点1 協働型の行政運営	公・民の役割分担を明確にし、協働によるまちづくりをマネジメントします
改革の視点2 効率的な行政運営	トップマネジメントの下、行政評価を軸とした効率的な行政運営を行います
改革の視点3 安定した財政運営	総合計画を支える安定した財政運営の仕組みを確立し、財源の範囲内で適正に運用します

(2) 行政経営改革プランの体系

【計画期間：令和3年度～令和7年度】

河内長野市第5次総合計画

人・自然・歴史・文化輝く ふれあいと創造のまち 河内長野

まちづくりを支える 持続可能な行政経営の推進

改革の視点1 協働型の行政運営

公・民の役割分担を明確にし、協働によるまちづくりをマネジメントする

【重点1】役割分担の明確化

- 行政の役割の見直し
- アウトソーシング等指針に基づく行政領域の検証

【重点2】サービス提供方法の見直し

- サービス提供方法の見直し
- 公共施設等の管理手法の見直し

【重点3】協働型行政のさらなる推進

- 市民参画の推進
- 多様な主体との協働と民間活力の活用促進
- 地域主体のまちづくりの推進

進行管理

年度毎に、行政経営改革プランに基づく取組みの方針を策定し公表。年度終了後には、取組みの成果を踏まえ、以後の取組み内容に反映するP D C Aのマネジメントサイクルによる進行管理を実施。

改革の視点2 効率的な行政運営

トップマネジメントの下、行政評価を軸とした効率的な行政運営を行う

【重点1】トップマネジメントによる施策の選択と集中

- 市政運営方針の明確化と施策の選択と集中
- 行政評価を活用した事業の見直し
- 行政評価を軸とした行政経営の仕組み

【重点2】組織力の向上

- 府内連携・広域連携による成果・効率の向上
- めざすべき職員像、職場像の実現

【重点3】実施体制の最適化

- 施策推進に適した組織機構と定員管理
- 会計年度任用職員の適正配置

改革の視点3 安定した財政運営

総合計画を支える安定した財政運営の仕組みを確立し、財源の範囲内で適正に運用する

【重点1】安定した財政基盤の確立

- 財源の範囲内の最適な行政サービスの提供
- 将来を見据えた計画的な基金の活用

【重点2】歳入の確保・歳出の適正化

- 歳入の確保
- 委託料・補助金・人件費等の適正化
- 公債費の圧縮

【重点3】資産の適正管理と活用

- 資産の総量の適正化
- 公共施設等の計画的な維持管理・更新
- 資産の有効活用

【改革の視点 1】 協働型の行政運営

これまで、成長を基調とした社会経済状況の中で、財政規模の拡大とともに行政の担うべき役割も拡大し続け、さまざまな市民ニーズへの対応や、地域課題の解決に努めてきました。しかし近年、少子高齢化・人口減少の進行に伴い市税収入も減少し続け、行政が従来から担ってきた公共全てを維持することが難しくなっています。

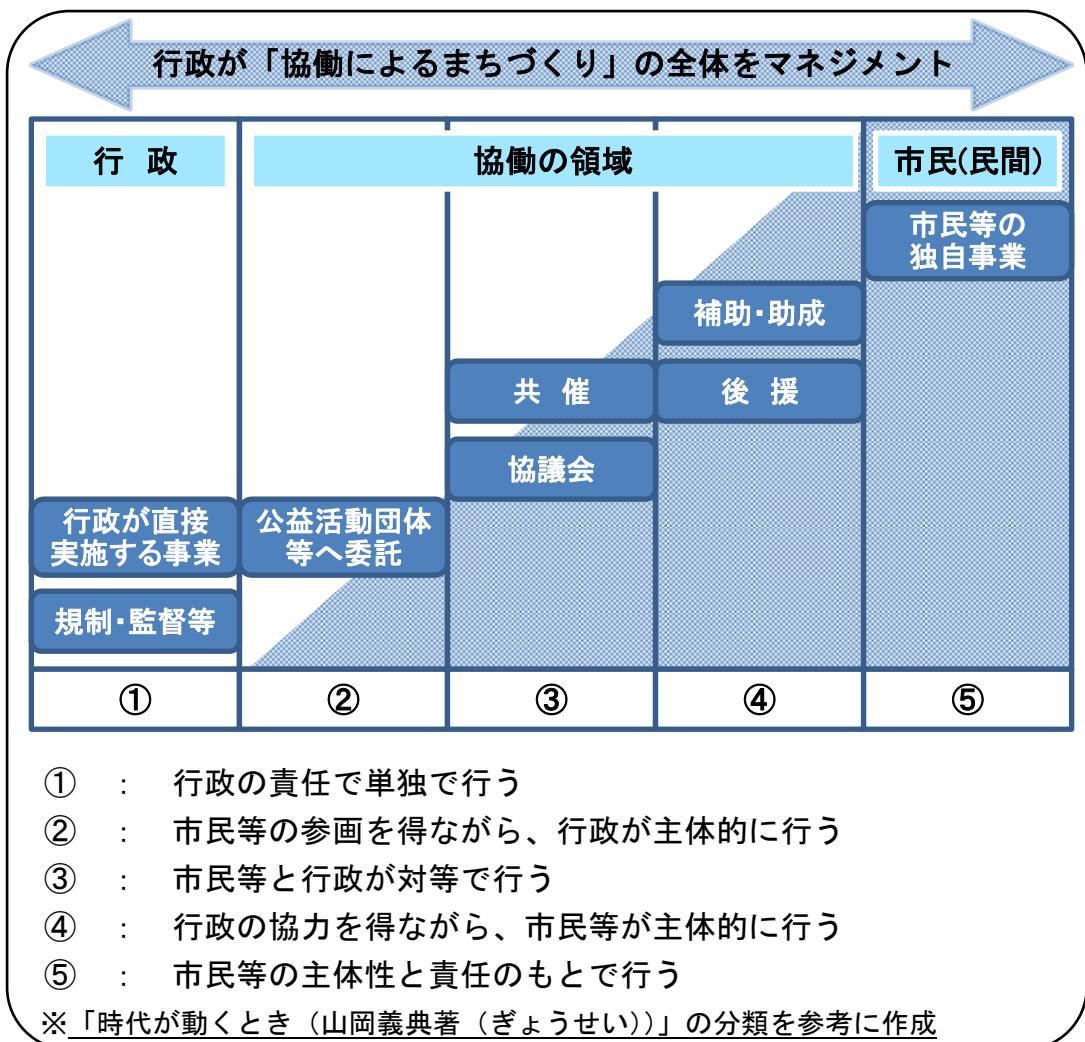
今後限られた財源の中で、さらに多様化・高度化する市民ニーズに応えながら、活力あるまちづくりを進めていくためには、市民の皆さんや各種団体、民間事業者、研究機関など、多様な主体が互いに補完しあい、それぞれの役割を果たしていく、「協働によるまちづくり」をより一層推進し、行政内部の改革と、地域住民等による自治の推進の両輪で行政経営改革を推進しなくてはなりません。

そのためには、今一度行政の役割とは何かを振り返り、行政の提供すべきサービスの内容や提供方法なども検証しながら、多様な主体がその強みを最大限に発揮できるよう、行政が「協働によるまちづくり」の全体をマネジメントする、協働型の行政運営を進める必要があります。

【重点 1】 役割分担の明確化

(1) 行政の役割の見直し

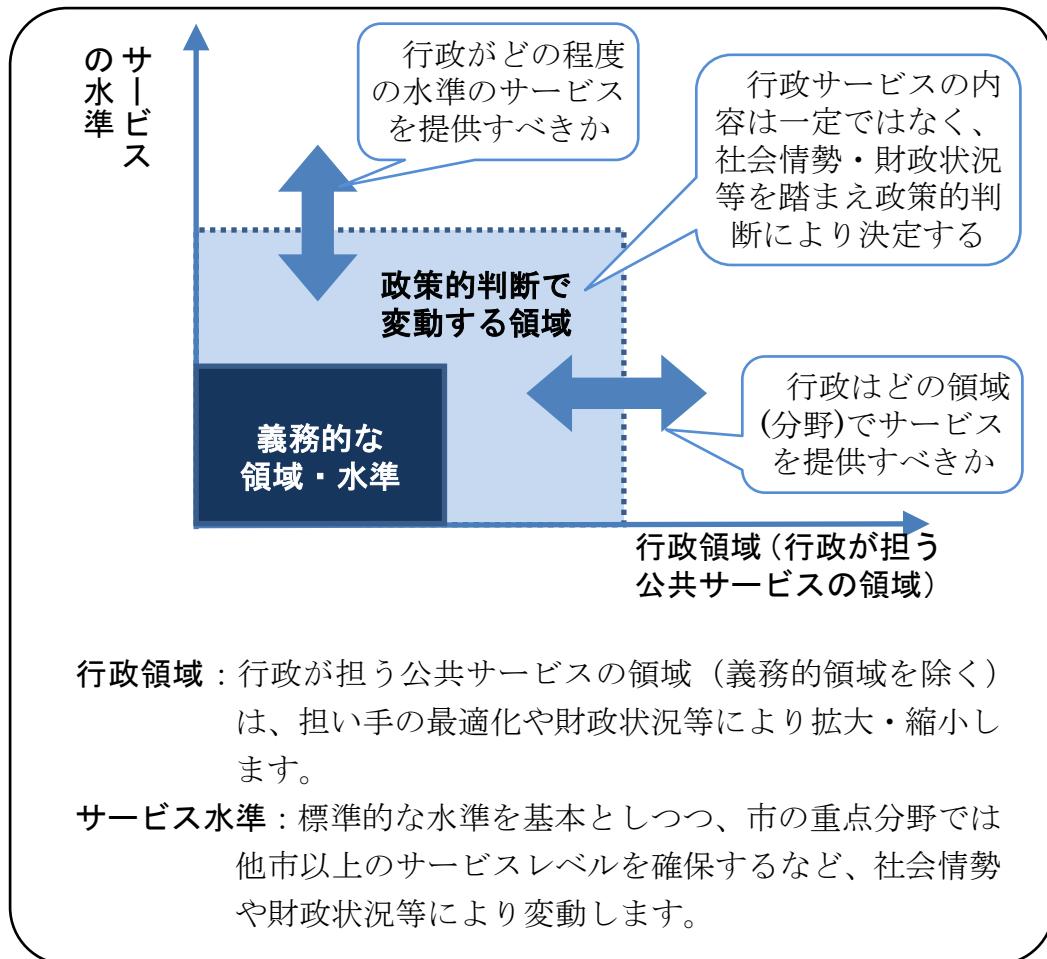
- ◆ 多様な主体と行政との、あるいは各主体相互の協働により公共サービスを担う「協働によるまちづくり」の推進を念頭におきながら、行政の役割について見直しを進めます。
- ◆ 民が提供するサービスや地域の担い手などの把握に努め、公・民のサービスを組み合わせることで、行政主導型から、多様な主体とのネットワーク型への転換を進め、行政がその全体をマネジメントすることで、最適な公共サービスの提供に努めます。
- ◆ 各主体、行政がそれぞれの役割を果たしながら、協働の領域では両者が互いの領域への参画を進め、強みを発揮することで、協働によるまちづくりをより一層推進します。



【図6】 市民（民間）と行政の役割分担

(2) アウトソーシング等指針に基づく行政領域の検証

- ◆ アウトソーシング等指針に基づき、行政がサービスを提供すべき領域と、サービスの水準を検証し、限られた資源を行政として真に対応すべき政策・課題等に重点的に配分することで、効果の最大化を図ります。
- ◆ 行政が担う領域は、規制・監督等をはじめとした権限の行使や法定の事務など、義務的なサービスや市場では供給されないサービスを基本としつつ、財源の範囲内で本市の特性・強みや総合計画に掲げる各施策の進捗状況等を踏まえ、政策的な判断により決定します。
- ◆ 提供するサービスの水準は、義務的な水準を基本とし、領域と同様に本市の特性等を踏まえながら、公平性や費用対効果等も考慮しながら、政策的な判断により決定します。



【図7】 行政領域とサービス水準

【重点2】 サービス提供方法の見直し

(1) サービス提供方法の見直し

- ◆ 行政が実施すべき事務、提供すべき公共サービスを性質等により以下のとおり分類し、最適な担い手・方法により効果的・効率的に実施します。
 - ①行政が直接実施：政策の形成、公的な支援が必要なもの、法令等で民間に行わせることが禁止されているもの、市場で供給されていないものなど
 - ②行政が間接実施：①を除き、民間の多様な主体により実施することで、より効果的・効率的なサービス提供が可能なもの

- ◆ 行政が直接実施すべき事務について、さらに最適な担い手を検討します。
 - ①正職員（再任用職員及び任期付職員を含む。）
 - ②特定業務会計年度任用職員（専門的な知識・資格等を要する事務）
 - ③一般業務会計年度任用職員（臨時的・定型的な事務）
 - ④人材派遣（他の方法によるに担い手の確保が困難な事務）
- ◆ 行政が間接実施すべき事務についても、民間事業者への業務委託に限定せず、NPO法人をはじめとした各種地域団体やボランティアなどとの協働による実施も含め、最適な担い手を検討します。

（2）公共施設等の管理手法の見直し

- ◆ 公共施設の設置目的、業務内容、運営実態等を踏まえて、市の直営も含め、最適な担い手を検討します。また、公共施設のうち公の施設においては、民間のノウハウの活用により、市民サービスの向上や、管理経費の縮減などが期待できる場合は指定管理者制度の導入を検討します。
- ◆ 指定管理者制度の導入においては、指定管理者となる団体が施設の設置目的実現に向け、効率性のみならず、安定的な施設管理を行うに十分な物的・人的能力等を有しているかを検討し、適切な担い手の選定に努めます。
- ◆ 指定管理者による管理運営業務が各種法令や協定書、事業計画等に基づき適正に行われているか、指定期間を通じて安定的な施設管理が可能であるかを、指定管理者からの報告や実地調査、外部有識者による評価により定期的に検証し、適宜、助言・指導その他必要な措置を講じることで、市民サービスの適切かつ確実な提供に努めます。
- ◆ 市の直営、指定管理者による施設管理のいずれの場合も、現在の業務内容、サービス水準、管理経費等が妥当であるか、検証を行います。

【重点3】 協働型行政のさらなる推進

（1）市民参画の推進

- ◆ 市民等と行政との相互理解を深め、協働のまちづくりや市の施策に対するチェック・評価へつなげるために、市政運営に関する情報を分かりやすく発信し、市民等との情報共有を進め、相互理解を深めます。

- ◆ さまざまな機会を通じた多様な広聴により地域の声を聴き、府内で共有することで、ニーズを的確に施策へ反映します。
- ◆ 地縁型・テーマ型団体等による市民公益活動のさらなる活性化を図り、協働を推進するとともに、事業の計画、実施、評価の各段階への市民等の参画の機会の拡充に努めます。

(2) 多様な主体との協働と民間活力の活用促進

- ◆ 「河内長野市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地域住民をはじめ、産・官・学・金（金融）・労（労働）との連携を図り、多様な主体との協働を進めます。
- ◆ 本市では公民連携デスクを設置し、民間活力の活用を促進しており、民間事業者等がもつ知恵や技術、ノウハウ等を有効に活用するとともに、多様な主体との連携につなげることにより、効果的なまちづくりを推進します。

(3) 地域主体のまちづくりの推進

- ◆ 地域により特性や課題が異なり、全市域一律のまちづくりでは対応が困難な状況下で、地域の声を聴き、統計資料の地域別分析等を進めることで現状把握に努めながら、地域の実情に応じたきめ細かな施策を展開します。
- ◆ 地域住民や地域別・課題別の各種団体、行政など多様な主体の連携と、男女、若者、勤労者など、多様な属性・階層からの参画により、河内長野市第5次総合計画の地域別計画を着実に推進するとともに、財政支援や人的支援などの支援を行い、地域による主体的な課題解決を推進します。

【改革の視点 2】 効率的な行政運営

河内長野市第5次総合計画がめざす将来都市像を効果的・効率的に実現していくためには、地域の実情や各施策の達成状況等を踏まえながら、迅速かつ重点的に取り組むべき施策と、それに対する市としての方針をトップマネジメント^{*1}により明確に示していく必要があります。

また、施策及び事業の成果等を評価する行政評価を軸としたP D C Aサイクルの循環により、限られた行政資源を適切に配分し施策の選択と集中を進めるとともに、最適な体系へと事業を見直していくことも、効率的な行政運営を行う上で欠かすことができません。その際には、各部局における「現場視点」と、必要に応じ「全庁視点」の両面で確認を行い、市全体の整合性を図りながら取り組みを進める必要があります。

さらに、実施体制の面でも、総合計画に掲げる施策を円滑に推進することができる組織機構の整備や業務内容に応じた適正な職員配置に努めるとともに、庁内の連携強化や各課が持つ資源の共有・活用、人材育成など、組織として総合力を発揮することで、効率的な行政運営の実現を図ります。

【重点 1】 トップマネジメントによる施策の選択と集中

(1) 市政運営方針の明確化と施策の選択と集中

- ◆ 総合計画を基本に、さまざまな環境の変化に迅速かつ柔軟に対応しながら、行政評価を軸とした行政経営の仕組みにより施策の選択と集中を行い、財源の枠内で、本市の強みを活かした特色あるまちづくりをトップマネジメント主導の下で推進します。
- ◆ 予算編成や総合計画実施計画の策定に先がけて、行政評価の結果や新たな課題、社会経済情勢の変化、市民ニーズ等を踏まえながら、次年度に向けた総合的な市政運営に関する方針を「行政経営方針」として、トップマネジメントにより明確化します。

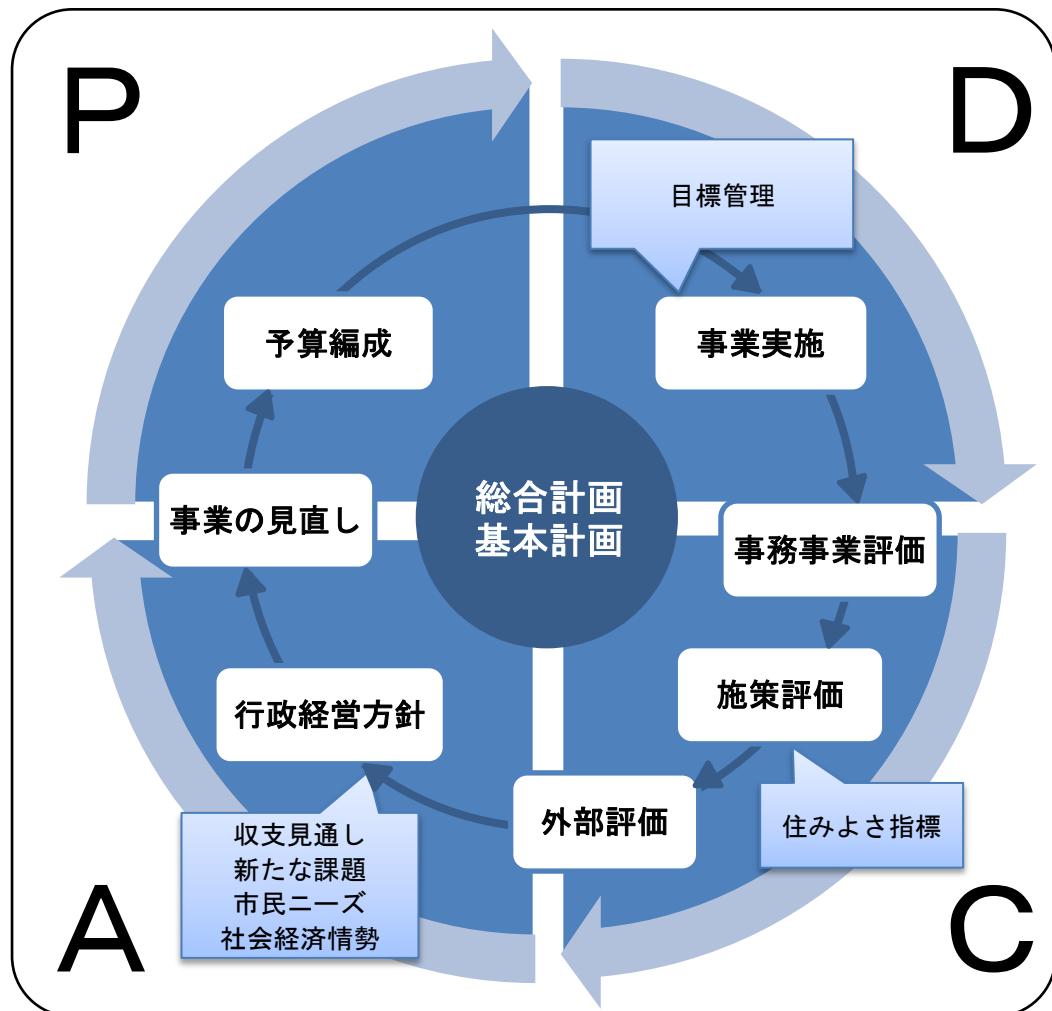
*1 基本施策や重要施策の企画立案や総合調整を行う機能またはその担い手

(2) 行政評価を活用した事業の見直し

- ◆ 施策実現の手段としての事業を、成果や必要性、効率性等により適正に評価し、最適な事業体系を構築するため、事務事業評価の見直し・充実を図ります。
- ◆ 行政経営方針及び事務事業評価の結果を踏まえ、各部局において財源の範囲内で新規事業の検討や、総合計画実施計画の策定、予算編成を一連的に議論し、施策全体を視野に入れながら事業の見直しを進めます。

(3) 行政評価を軸とした行政経営の仕組み

- ◆ 課長が、成果、必要性、効率性、運営手法等の視点で事業の実施結果を評価する事務事業評価により、事業の改善を図ります。
- ◆ 部長が、基本計画の住みよさ指標や事務事業評価の結果等から施策の達成度を評価する施策評価により、施策や構成事業の改善を図ります。
- ◆ 施策評価の結果を、学識経験者や市民等の外部の視点から検証する外部評価により、施策や構成事業の改善を図ります。
- ◆ 事務事業評価及び施策評価の結果を公表することにより、市民等への説明責任を果たすとともに、市の施策及び事業について社会全体の評価を受けることで、施策や構成事業の改善を図ります。
- ◆ 財政収支見通しや新たな課題、社会経済情勢、市民ニーズ等を踏まえながら、施策評価・外部評価に基づき、施策の選択と集中を検討し、行政経営方針としてとりまとめます。
- ◆ 行政経営方針の下、財源の範囲内で新規事業の実施と既存事業の見直しを一連的に議論し、最適な事業体系へと見直し、予算案を作成します。また、目標管理による進行管理を行うとともに、管理職のマネジメント力向上を図り、施策及び事業を計画的に推進します。



【図8】 行政経営の大きなPDCAサイクル

【重点2】 組織力の向上

(1) 庁内連携・広域連携による成果・効率の向上

- ◆ 類似する分野だけでなく、異なる分野間においても部局間の連携を積極的に推進し、従来とは異なる層への働きかけ、複数目的の同時実現など、効果性・効率性の向上に努めます。
- ◆ 事業やイベント、講座等を複数の部局による連携で実施するなど、庁内の横軸の連携を強化し、人件費も含めたコストの削減と、相乗効果による成果の向上をめざします。

- ◆ 各部局の政策ツール（事業・外部とのネットワークなど）を持ち寄り、総合的な活用を図るとともに、各課が保有する情報資源、市民意見、職員アイデア、先進事例、職員の専門知識等の知的ストックの共有と活用を推進し、成果の向上をめざします。
- ◆ 国や府からの権限移譲への適正な対応や行政運営の効率化とさらなる市民サービスの向上を図るとともに、広域的な課題に対応し地域全体の活性化を図るため、近隣市町村や関係機関との広域連携を推進します。

（2）めざすべき職員像、職場像の実現

- ◆ 河内長野市職員人材育成基本方針に基づき、より実効性の高い人材育成を計画的に推進し、職員一人ひとりの能力、意欲、可能性を十分に引き出し、本市の総合的な組織力の向上をめざします。
- ◆ 職員の人材育成の方向性として定めた「めざすべき職員像」や、「めざすべき職場像」の実現に向けて、総合的な人事制度の運用、効果的な職員研修の実施、能力を発揮できる職場の環境整備に努めます。
- ◆ 男女共同参画の推進や、職員の健康管理の充実、ワークライフバランスの推進など、職員の仕事への意欲を向上させ、職員が能力を最大限に発揮できる職場環境づくりを推進します。

【重点3】 実施体制の最適化

(1) 施策推進に適した組織機構と定員管理

- ◆ 河内長野市第5次総合計画の分野別基本政策や地域別計画の円滑な推進を目的として、施策体系に適合し、かつ横断的な課題や新たな課題に対しても全庁一丸となって的確に対応することができる組織機構へと改編を進めます。
- ◆ 限られた職員数で、高度化・多様化が進む市民ニーズに的確に対応できる効果的・効率的な組織機構の構築の観点から、組織規模や職員配置の適正化を推進し、各職階に求められるマネジメント機能やチェック機能をはじめとした組織の内部管理能力の向上を図ります。
- ◆ 個々の職員が、それぞれの職階、権限に応じた役割と責任を果たすことができ、最大限に能力を発揮できる環境を整備することで、組織力の向上を図ります。
- ◆ 施策の選択と集中や事業の見直しと連動した戦略的な人員配置を行うとともに、業務の効率化やアウトソーシング等による業務量の増減に対応した適正な定員管理を行います。

(2) 会計年度任用職員の適正配置

- ◆ 会計年度任用職員の配置については、その必要性はもちろん、担当する事務の内容や性質、その職に係る専門性や資格の必要性、職務遂行に伴う判断の軽重などを踏まえ、いずれの職員の配置が最適であるかなどを十分に考慮した上で、適切な配置を行います。
- ◆ 業務毎に判断するのではなく、他部局との連携も含め、類似業務、隣接する施設など、あわせて行わせることのできる業務について十分検討した上で会計年度任用職員を効率的に配置し、配置後についても、事業の進捗状況を確認し、定期的に必要性を検証します。
- ◆ 国・府が補助金等により費用を負担する場合であっても、将来的な制度の見直しにより、市の負担が増大する可能性があることから、事業の実施にあたっては、当該事業の必要性を十分考慮した上で、将来的な補助金等の財源も含めた最も費用対効果の向上が得られる形での会計年度任用職員を含めた職員配置を行います。

【改革の視点③】 安定した財政運営

河内長野市第5次総合計画に掲げる各施策を着実に推進し、将来都市像を実現するためには、事業の実施に必要な財源を確保し、計画の実行性を担保することが求められます。しかし、少子高齢化や人口の減少により税収の減少が進む中、将来世代に負担を先送りすることなく、持続可能なまちづくりを進めていくためには、財源の範囲内で、最適な施策を展開するという原則を堅実に守っていくことが重要です。

そのための取組みとして、行政経営方針に基づき、さらなる歳入の確保を図りつつ、全庁視点による横断的な改革と現場視点による事業の見直しや施策の選択と集中による歳出の適正化に取り組むとともに、老朽化が進む公共施設・インフラ施設の計画的な維持管理、資産の有効活用に努めることで、将来都市像の実現に必要なサービスの提供と安定した財政運営を両立できる、バランスのとれた市政運営をめざします。

【重点①】 安定した財政基盤の確立

(1) 財源の範囲内の最適な行政サービスの提供

- ◆ 行政経営方針により、政策的・戦略的な事業に充当可能な財源を明確化し、財政調整基金に頼らない、財源の範囲内の財政運営を徹底することで、将来にわたって持続可能なまちづくりを実現します。
- ◆ 限られた財源の中で、多様化・高度化するニーズや新たな課題等に的確に対応していくため、行政が最低限担うべき役割を明らかにした上で、行政が担う公共サービスの領域や水準を見直し、行政経営方針により施策の選択と集中を明確化します。
- ◆ 事業の見直しを推進するにあたっては、中長期的な財政収支見通しを踏まえ、税源の涵養、ノウハウの蓄積など、短期的には計ることのできない成果にも目を向けながら取り組みます。
- ◆ 市の財政状況等について全ての職員が共通認識を持ち、全庁一丸となって安定的な財政運営の確立に向けて取り組むとともに、事業の見直しを推進するにあたっては、市民の皆さんに対しても、十分に説明責任を果たします。

(2) 将来を見据えた計画的な基金の活用

- ◆ 現時点で予測が困難なさまざまな財政リスクへ対応できるよう、一定水準の財政調整基金の確保に努め、長期的な視点での収支の均衡を保ちます。
- ◆ 今後さらに進行する少子高齢化や、多額の費用が見込まれる公共施設・インフラ施設の更新等、さまざまなニーズに対応しながらも、河内長野市公共施設維持改修基金をはじめとした基金への計画的な積立を行います。
- ◆ 基金の設置目的達成のため、利用しやすい制度への見直しを進め、目的に適う事業の実施にあたっては基金の積極的な活用を図ります。

【重点2】歳入の確保・歳出の適正化

(1) 岁入の確保

- ◆ 市税などの徴収率の向上はもとより、市が保有する債権の回収強化に努めます。
- ◆ 公平性を確保する観点から、サービスを享受する市民への受益者負担の適正化に努めます。
- ◆ 国等からの補助金に関する情報収集や分析を行い、活用が可能な補助金の積極的な獲得に努めるとともに、将来的な負担や、投資に対する効果等についても十分に検証の上で、企業誘致や既存事業への支援、定住促進による税源の涵養に努めます。
- ◆ 超低金利環境が続く中、さらなる利子収入を得るため、基金の債券運用を積極的に行います。また、ふるさと納税制度について、謝礼品の充実を図り寄附金の増額に努め財源の確保を図ります。

(2) 委託料・補助金・人件費等の適正化

- ◆ 委託業務について、委託内容や事業者の選定手続きは適正であるかなど、委託料の適正化に努めます。特に、同一の事業内容で継続的に委託を行っている事業は重点的に検証します。
- ◆ 社会経済情勢等の変化により存続の意義や補助による効果が認められない補助金について、廃止・縮減を行います。
- ◆ 補助対象の団体等に対しては経営努力を促すとともに、法律等による公的な支援が必要なものを除き、団体の自主自立を促すよう、経常的な補助金について見直しを行います。
- ◆ 国や他の地方公共団体などの状況を考慮しながら、特別職も含め給与を適正な水準に保つとともに、効率的な組織機構の構築、サービス提供方法の見直しを踏まえた実施体制の最適化など、人件費総額の適正化に努めます。

(3) 公債費の圧縮

- ◆ 少子高齢化の進展、支え手である労働人口の減少を踏まえ、将来世代の負担軽減と、将来的なリスクコントロールの観点から、借り換えも含む地方債の発行を極力抑制することによる公債費の圧縮に努めます。

【重点3】 資産の適正管理と活用

(1) 資産の総量の適正化

- ◆ 将来の人口構成の変化や市民の新たなニーズに対応するため、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の適正な配置、統廃合や複合化をはじめ、市が保有する資産の総量や規模の適正化を進めます。

(2) 公共施設等の計画的な維持管理・更新

- ◆ 道路、上下水道、公園などのインフラ施設は、住民生活に直結する施設であり、効果的、効率的かつ計画的に維持保全及び改修を行うことで、長寿命化を図ります。
- ◆ 公共施設は、完成と同時に劣化が始まり、維持保全には多くの費用を必要とする上、その必要額は年度により大きく変動します。利用者が安心して利用できる施設として維持するため、実施計画となる各施設の個別施設計画や長寿命化計画に基づき、適正な維持管理を行います。
- ◆ 中長期的な視点から施設の更新や複合化などの再配置を進めるとともに、今後必要となる新たな役割に応じて最適化を図ることで、将来世代への負担を軽減します。

(3) 資産の有効活用

- ◆ 今後も高いニーズが見込まれる施設など、引き続き市が保有し市民の利用に供する施設は最大限に活用し、施設の設置目的達成に向けて効果的・効率的な市民サービスの提供に努めます。
- ◆ 公共施設等を活用した有料広告事業（ネーミングライツを含む。）や、活用予定のない遊休資産の貸付・売却など、市が保有する資産の有効活用を進めるとともに、管理費用の縮減に努めます。

4. 計画の進行管理

(1) 進行管理

行政経営改革プランに基づく取組みを計画的かつ着実に推進していくため、年度毎に具体的な取組みの方針をまとめ、予算編成等への反映や事業の見直しを進めます。

また、各年度終了後には、方針に基づく取組みの成果を踏まえ、以後の取組み内容に反映するなど、P D C Aのマネジメントサイクルによる進行管理を実施します。

また、年度毎の方針は市ホームページなどで公表し、広く市民の理解を求めます。

(2) 推進体制

以下の体制により、行政経営改革プランに基づく取組みを推進し、総合計画がめざす将来都市像の実現に努めます。

◆ 庁議

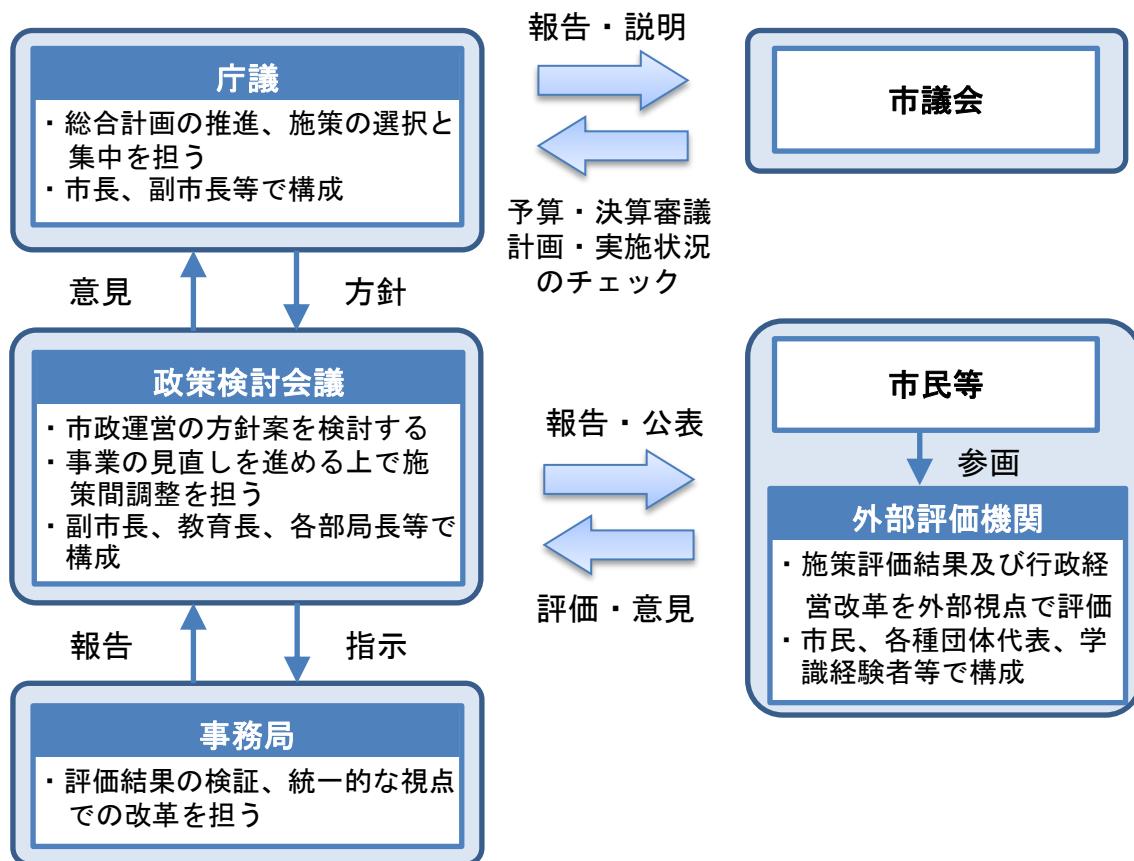
市長、副市長、教育長及び関係部局長等で構成し、総合計画の推進と施策の選択と集中を担います。

◆ 政策検討会議

副市長、教育長及び各部局長等で構成し、行政経営方針案の検討と、事業の見直しを進める上で施策間調整を担います。

◆ 外部評価機関

市民、各種団体代表、学識経験者等で構成し、施策評価結果及び行政経営改革の取組みを外部の視点で評価します。



【図9】 行政経営改革プランの推進体制

5. (参考) これまでの行財政改革の取組み

(1) 第1次行政改革大綱（平成10年度～）

市では、多様化する市民ニーズや地方分権、ＩＣＴ化などの環境の変化に対応するとともに、自らの変革により行政運営を行う総合的な行財政システムの構築を進めるために、平成10年度に第1次行政改革大綱を策定しました。第1次行政改革大綱では、「市民との協働」、「環境変化への対応」、「効果的・効率的な行財政運営」、「推進体制の確立」の4つの視点から改革に取り組みました。

(2) 第2次行政改革大綱（平成15年度～）

平成15年度策定の第2次行政改革大綱では、第1次行政改革大綱の趣旨及び4つの視点を踏襲しながら、新たに行政評価を用いた事務の見直しや市民への情報提供、加えて組織の簡素化に取り組みながら、平成19年度を目標に市民の満足度の向上と、様々な主体が地域を支え合う市政の構築に取り組みました。

(3) 第3次行財政改革大綱（平成20年度～）

平成19年度策定の第3次行財政改革大綱では、さらに厳しさを増す財政状況の中、本市のまちづくりの指針である第4次総合計画を推進するため、「行政主導型」から「協働型行政」への転換、「選択と集中」による行政サービスの量的拡大から質的充実を図る行政運営への転換、徹底した財政の健全化の3つの基本方針に基づき、市民と行政が共に考え、それぞれの責任と役割を果たしていく新たな自治の仕組みづくりと財源確保に取り組みました。

(4) 第4次行財政改革大綱（平成25年度～）

平成24年度策定の第4次行財政改革大綱では、第3次行財政改革大綱の考え方を踏襲し、「協働型行政の推進」、「『選択と集中』による行政運営の推進」、「安定した財政基盤の確立」の3つを基本方針に基づき行財政改革に取り組みました。特に、3つ目の「安定した財政基盤の確立」では、本市の財政体質を改善するための目標として、①経常収支比率の改善を主眼とした財政構造の弾力化、②市債残高の抑制、③基金に依存しない財政体質の継続を目指に掲げ、他の2つの方針とともに、これまでの課題及び新たな課題を検証しながら、体質改善型の不断の取組みを推進しました。

(5) 行政経営改革プラン（平成28年度～）

平成27年度策定の行政経営改革プランでは、河内長野市第5次総合計画を実効性ある計画とし、本市を将来にわたり持続的に発展させていくことを目的として、「協働型の行政運営」「効率的な行政運営」「安定した財政運営」の3つの改革の視点及び9つの重点項目を基本方針に、行政評価を軸としたP D C Aのマネジメントサイクルによる進行管理を実施し、施策の選択と集中や事業の組換えによりメリハリのある取り組みを推進しました。

河内長野市では、平成 27 (2015) 年に国連サミットにおいて採択された SDGs (Sustainable Development Goals-持続可能な開発目標) 「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現をめざし、経済、社会、環境をめぐる幅広い分野の課題に対して総合的に取り組むこととしています。

本計画は、SDGs の 17 の目標のうち、次の目標の達成に向けた取り組みを推進するものです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



目標 16 【平和と公正をすべての人に】
平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る



目標 17 【パートナーシップで目標を達成しよう】
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

河内長野市 総合政策部 政策企画課

〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号

TEL (0721) -53-1111 (代表)

E-Mail:kikaku@city.kawachinagano.lg.jp

令和3年3月改訂
